

災害等情報（詳報）

鉱 種：石灰石	鉱山の所在地：青森県					
災害等の種類： 坑外・火災	発生日時： 令和元年7月16日(火) 13時45分頃	罹災者数	死	重	軽	計
						—
罹災者 年齢、職種、直轄・請負の別、担当職経験年数： —						
罹災程度： —						
【概要】 作業員A、Bは、砕鉱場の主スクリーン室建屋（以下、建屋という）の外側にある焼結No. 2ベルトコンベア（以下、焼結No. 2BCという）の通路等の補修作業に配番され、歩廊（エキスパンドメタル製）、手すり等の腐食箇所のガス溶断による撤去作業を11時30分頃から開始した。 13時45分頃、作業員Bが歩廊の溶断作業を行っていたところ、建屋外側で火災防止のため見張りを行っていた作業員Aが、建屋内部から煙が出ていることに気づき、作業員Bに煙が出ていることを伝え建屋へ入室した。作業員Aは建屋内壁面に設置されている照明用ケーブル中継盤のプラスチック製カバー（縦30cm×横40cm×奥行15cm）が燃えているのを確認し、建屋内にあった消火器により消火した。また、作業員Bも直ぐに建屋内に入り、念のため周辺の床に散水した。 その後、作業員A、Bは事務所に行き、火災が発生したことを保安管理者代理者に報告した。保安管理者代理者は現場に行き、焼損は照明用ケーブル中継盤のみで、他に被害はないことを確認した後、保安管理者に報告した。 18時過ぎ、保安管理者は消防署に「鉱山内で火災が発生したが消火器により鎮火した」旨連絡したところ、19時過ぎ、消防署が調査に入ったが、既に暗くなっていたため、翌17日13時頃に再調査に入った。 出火原因はガス溶断の際に発生した火花が建屋開口部から、建屋内の中継盤に飛散し発火したためと推測される。建屋外側の作業箇所下部にケーブルが敷設されていることから、ケーブルの上にはトタン及び防火シートにより火災防止のための養生を施していたが、建屋開口部には施していなかった。						
【原因】 1. 人的要因 ①建屋内壁面に設置されている照明用ケーブル中継盤(プラスチック製)に気づいておらず、養生が不十分であった。 ②火花が建屋内にも飛んでいることに気づかなかった。 2. 設備的要因 ①溶断箇所付近の建屋内に可燃物(プラスチック製中継盤)があった。 ②溶断箇所付近の建屋に開口部があった。 3. 管理的要因 ガス溶断作業に関するリスクアセスメントにおいてリスクに対する評価及び対策が不足していたため、作業手順書が不十分であった。						
【対策】 1. 人的対策 ①ガス溶断作業を実施する際には、周囲の可燃物の有無の確認を徹底するよう周知する。 ②現場の状況が複雑で養生が十分できない場合は、必要に応じて見張り人を配置し火花の行き先を確認する。 2. 設備的対策 中継盤の材質をプラスチック製からステンレス製に変更する。 3. 管理的対策 リスクアセスメントを実施して作業手順書を変更し、鉱山労働者に周知する。						

【参考情報等】

○鉱山保安法令における参考規定は以下のとおり。

< 鉱山保安法令 >

- ・火気の手扱い（鉱山保安法施行規則第 15 条）
- ・共通の技術基準（鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令第 3 条第 4 号）
- ・可燃性物質は、遮熱材料で防護する。（鉱業権者が講ずべき措置事例第 13 章 1（5））

○他法令における参考規定は以下のとおり。

< 労働安全衛生法令 >

- ・火気使用場所の火災防止（労働安全衛生規則第 291 条第 1 号）

< 消防法令 >

- ・応急消火義務等（消防法第 25 条）

【お問い合わせ先】

関東東北産業保安監督部東北支部 鉱山保安課 谷尻、白藤

電話番号：022-221-4964

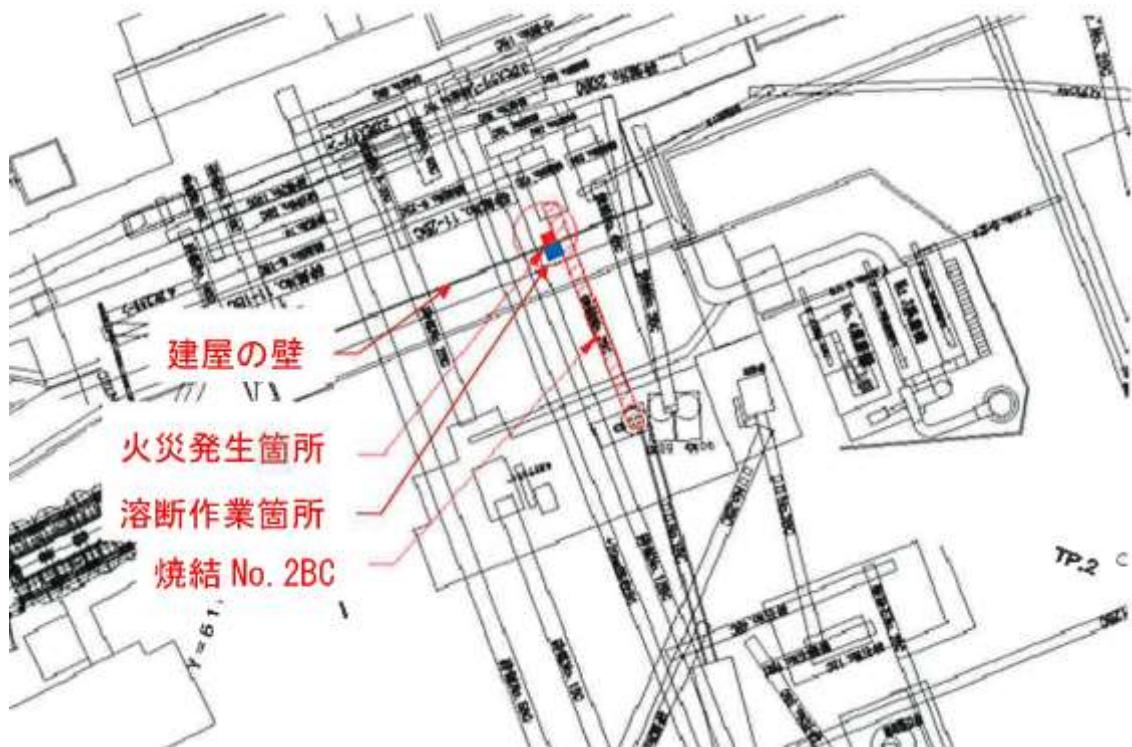


図. 火災発生箇所

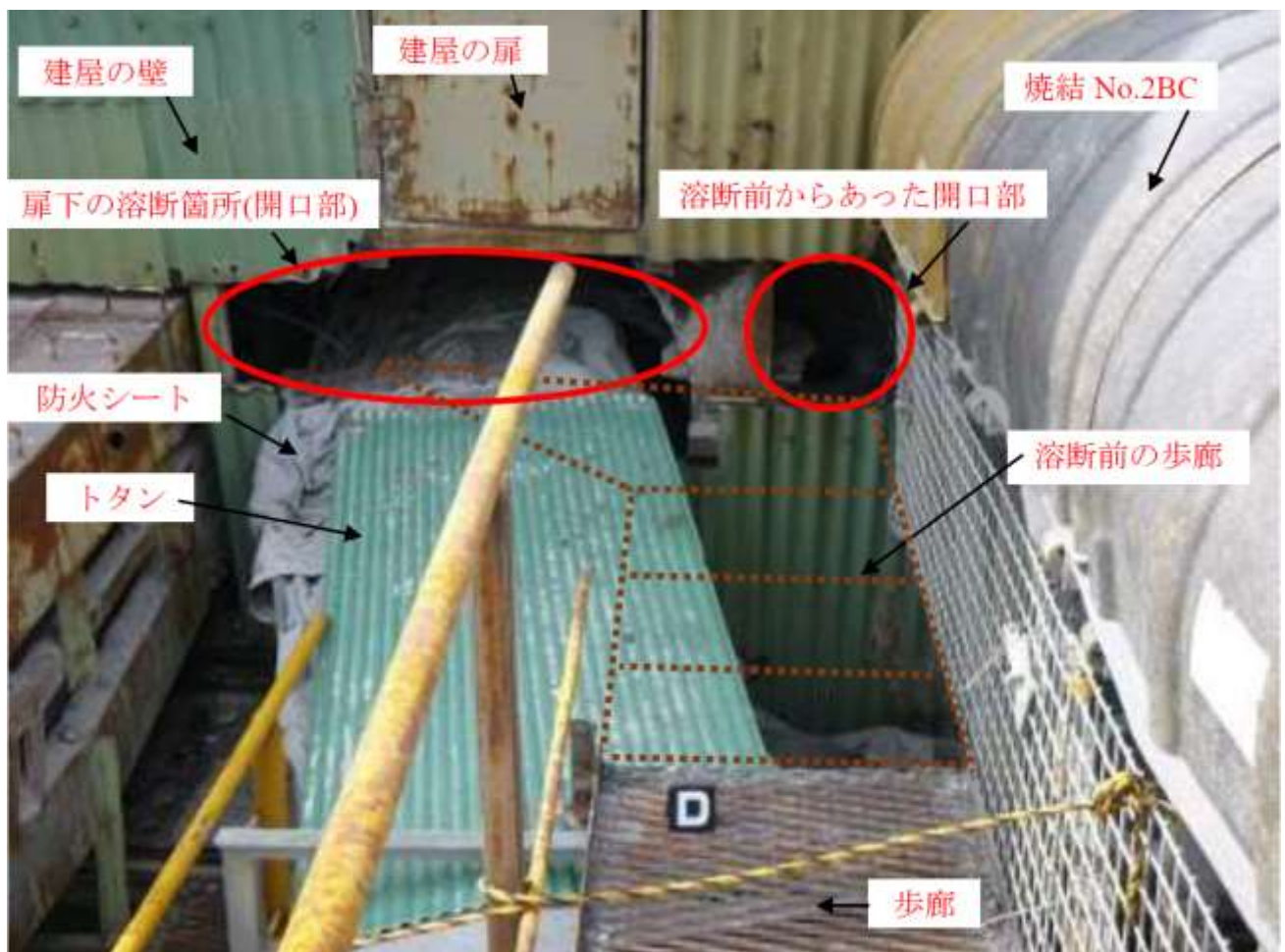


写真1. 溶断作業箇所(建屋外側)



写真2. 砕鉱場 主スクリーン室

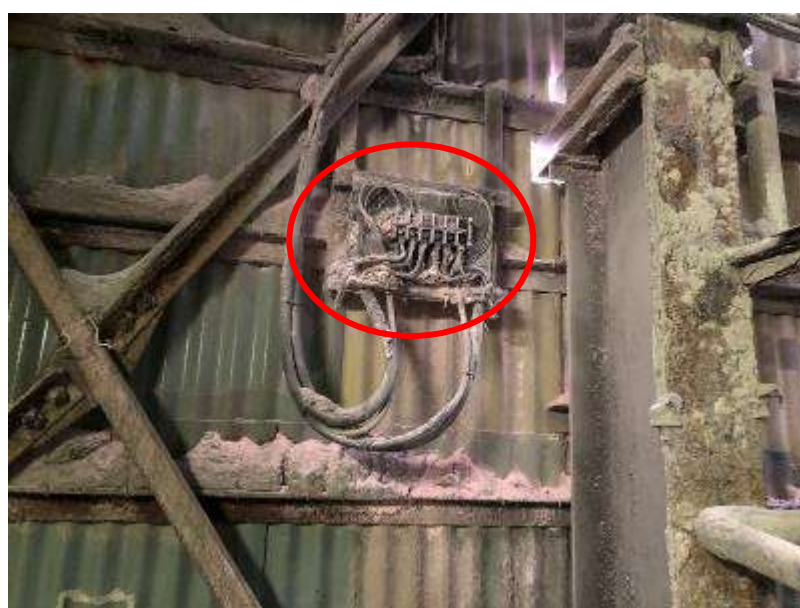


写真3. 発火箇所(中継盤)